

転入・転出の手続きをお忘れなく

種類		特に必要なもの (共通して必要なものは左記のとおり)	届出の期限	届出先
住所変更	市内で住所変更	マイナンバーカードまたは通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）	転居・転入してから14日以内	新住所地の市民窓口課
	市外から転入	転出証明書、マイナンバーカードまたは通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）		
	市外へ転出		転出日までに	旧住所地の市民窓口課
印鑑登録		市外転出により、登録が自動的に抹消されます。新住所地で登録してください。（市内での異動には、届出不要）		新住所地の市民窓口課
国民健康保険 後期高齢者医療	市内で住所変更 市外から転入	健康保険証、マイナンバーカードまたは通知カード	異動のあった日から14日以内	新住所地の保険年金課
	市外へ転出		転出日までに	旧住所地の保険年金課

共通して必要な持ち物

- 印鑑
 - 本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカードなど。代理の場合は代理人のもの）
 - 委任状（代理の場合）
 - *外国籍の方は、パスポートと特別永住者証明書、在留カードまたは外国人登録証明書が必要
- 問合せ 市民窓口課 ☎861・1372
保険年金課 資格担当 ☎861・2032

開所日時

3月24日、31日、4月7日
いずれも9時～12時

*出張所は開所していません

取扱業務		窓口
住所異動	転入・転出・転居届など	市民窓口課 ☎861-1372
戸籍届出	出生・死亡・婚姻届など	
印鑑登録	印鑑登録・抹消など	
証明書発行	住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書など	

- *一部取り扱えない業務（らくらく窓口証明書交付サービスや、税関係証明書の発行など）があります。
- *3月31日は、マイナンバーカードの交付も行います（事前予約制）。事前予約は、市民窓口課 マイナンバー担当（☎748-0285）にお電話ください。

区役所の日曜開所

同日、以下の臨時窓口もご利用いただけます

●エコまちステーション

- ・転入者へのごみの分別、有料指定袋に関する説明
 - ・引越しで出るダンボールなどの資源物の出し方など
- 問合せ 右京エコまちステーション ☎366・0190

●上下水道に関する相談、受付

- ・使用開始・中止、名義変更
- ・口座振替及びクレジットカード継続払いの申込み
- ・上下水道料金のお支払い

問合せ 上下水道局総務部お客さまサービス推進室 ☎672・7733

住民票の写し等は、ターミナル証明書発行コーナーをご利用ください

取扱時間 平日8時30分～19時／土日8時30分～17時
（祝日、振替休日、国民の休日を除く）

場所 地下鉄四条・竹田・山科・北大路の各駅、阪急桂駅

取扱証明書 ①住民票の写し ②住民票記載事項証明書 ③印鑑登録証明書 ④税関係証明書（平日17時～19時及び土日は即日発行不可） ⑤戸籍関係証明書

持ち物 運転免許証等の本人確認書類

*③は印鑑登録証（カード）が必要

問合せ 市地域自治推進室市民窓口企画担当 ☎222・3085

右京区 まちづくり支援事業

の活動を紹介！

◆地域の子育て世代をサポート！

大学生 高校生ボランティアが子どもと一緒に遊びます。また、隣接する花園教会水族館（国連生物多様性の10年日本委員会から受賞）でも、遊びながら生物多様性について学ぶことができます。



日時 毎週土日 14時～17時
場所 花園キリスト教会（太秦安井辻ノ内町10-1）
対象 未就学児～小学生（4歳～12歳）
料金 無料
問合せ NPO法人NCMジャパン
メール：abroad@ncmjapan.org

右京の安心・安全コーナー

「子ども110番のいえ」を始めてみませんか

「子ども110番のいえ」は、「声かけ つきまとい 痴漢」などで身に危険を感じ、子どもたちが助けを求めて来たときに、

☆警察官が到着するまで一時的に保護する

☆110番通報をしたり、子どもたちに電話を貸してあげる

など、地域ぐるみで子どもたちを守るボランティア活動です。

登下校時間などに在宅されている民家、お店、事業所などで「子ども110番のいえ」にご協力いただける方は、右京警察署生活安全課までご連絡ください。

問合せ 右京警察署 ☎865・0110



子ども110番